

# 記載例

みなし共同事業に関する明細書(総括・明細) 整理番号 鶴 00-00000

事業所税番号

特殊関係者	氏名又は名称	〇〇××ホールディングス株式会社
を有する者	住所又は所在地	港区**町1-1-1
市内の主たる	事務所名	本部支店
事務所	所在地	中区真砂町99-99 ☆☆ビル
所轄の税務署		神奈川 税務署

「特殊関係者を有する者」(=申告者)の市内合計床面積及び従業者数

算定期間(事業年度) 平成24年 4月 1日 から平成25年 3月 31日 まで

特殊関係者を有する者	区分	市内における事業所床面積及び従業者数①	非課税分②	判定対象部分(①-②)③
	事業所床面積	894.59 m <sup>2</sup>	33.63 m <sup>2</sup>	860.96 m <sup>2</sup>
	従業者数	77 人	2 人	75 人

「特殊関係者」の名称及び主たる所在地

みなし共同事業に係る事業所	ビル名等	本部支店
	所在地	中区真砂町99-99 ☆☆ビル

「特殊関係者」と同居している建物の所在地

特殊関係者の名称等	算定期間	判定の基礎となった事実
(氏名又は名称) 〇〇××販売株式会社	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月 31日まで	「特殊関係者を有する者」を判定の基礎として同族会社に該当する会社
(住所又は所在地) 西区みなとみらい88-88 ☆☆タワー		

特殊関係者 (特殊関係者を有する者の事業年度末日現在のもの)	区分		みなし共同事業に係る床面積及び従業者数④	非課税分⑤	判定対象部分⑥
	事業所	占有	200.64 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	200.64 m <sup>2</sup>
		共用	58.11 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	58.11 m <sup>2</sup>
	計		258.75 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	258.75 m <sup>2</sup>
従業者数		10 人	0 人	10 人	

同居する建物における「特殊関係者」の床面積及び従業者数

免税点の判定	区分	特殊関係者を有する者(③の数値)⑦	特殊関係者(⑥の判定(⑦+⑧)の数値)⑧	判定(⑦+⑧)
	事業所床面積	860.96 m <sup>2</sup>	258.75 m <sup>2</sup>	1,119.71 m <sup>2</sup>
	従業者数	75 人	10 人	85 人

(備考)

特殊関係者との合算による免税点判定結果。  
例の場合、資産割がみなし共同事業の対象となり課税。

記載例

<<複数用>>

みなし共同事業に関する明細書

整理番号

鶴 11-11111

特殊関係者を有する者	名称	〇〇××販売株式会社				
	所在地	港区**町1-1-1				
市内の主たる事業所	事業所名	神奈川支店				
	所在地	中区真砂町99-99 ☆☆ビル				
事業年度		平成24年 4月 1日 から平成25年 3月 31日 まで				
市内全事業所合計の	事業所床面積	非課税床面積	判定対象床面積 ①	従業者	非課税従業者	判定対象従業者 ②
	A m <sup>2</sup>	B m <sup>2</sup>	A-B m <sup>2</sup>	A 人	B 人	A-B 人
	258.75	0	258.75	10	0	10

「特殊関係者を有する者」(=申告者)の市内合計床面積及び従業者数

みなし共同事業に係る事業所	ビル名等	神奈川支店				
	所在地	中区真砂町99-99 ☆☆ビル				

「特殊関係者」と同居している建物の所在地

特殊関係者(みなし共同事業者)

特殊関係者を有する者の事業年度末日現在の状況

名称	事業所床面積		非課税床面積		判定対象床面積		従業者数		非課税従業者		判定対象従業者	
所在地	A	m <sup>2</sup>	B	m <sup>2</sup>	A-B	m <sup>2</sup>	A	人	B	人	A-B	人
〇〇××神奈川株式会社 中区真砂町99-99 ☆☆ビル	202.81		0		202.81		78		0		78	
〇〇××ビジネス株式会社 西区みなとみらい88-88 ☆☆タワー	398.04		0		398.04		18		5		13	
小計	600.85		0		③ 600.85		96		5		④ 91	

「特殊関係者」の名称、主たる所在地、床面積及び従業者数。当該建物に同居している特殊関係者を全て記載。

免税点の判定	事業所床面積 ①+③	859.6 m <sup>2</sup>	従業者数 ②+④	101 人
--------	---------------	----------------------	-------------	-------

備考  
上記に記載する特殊関係者との合算による免税点判定結果。  
例の場合、従業者割がみなし共同事業の対象となり課税。